

『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運営業務委託に関する説明書

1 委託業務の名称

農政委第6号『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運営業務委託

2 目的

本業務は、市内農林漁業者と飲食店等の商工業者との連携強化、長岡産食材の販路拡大を通じた農林漁業者の所得拡大、長岡産食材への市民意識高揚や消費拡大、及び長岡産食材・地域農林漁業を核とした地域経済活性化を目的に、市が主催する、ながおか地消地産推進店 ※注 を会場とした食べ歩きキャンペーンの、企画・運営を行うものとする。

3 業務の概要

「ながおか地消地産推進店 ※注」を会場として長岡産食材メニューを提供する、市主催の『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』の企画立案・運営・検証について、下記業務を行う。

- (1) 年2回以上開催するキャンペーン全体企画の立案・運営
- (2) キャンペーン実施についての広報宣伝
- (3) キャンペーン参加飲食店等・農林漁業者の募集と取りまとめ
- (4) 来客数増加のためのプロモーション及びキャンペーン内イベント企画等の実施
- (5) キャンペーン参加飲食店や農林漁業者など、本キャンペーン関係者との連携及び調整
- (6) 検証報告書作成
- (7) その他キャンペーン運営に必要な業務

4 対象事業者等

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告の日以後に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

5 委託契約期間

平成25年7月上旬（予定）から平成26年2月28日まで

6 委託費

2,500,000円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではない。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「農政委第6号『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運營業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な作業は、提案書に記載された内容を反映しつつ、業務契約後に当市と協議しながら行なう。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 業務実績（ある場合のみで可）

「農政委第6号『長岡産食材食べ歩きキャンペーン（仮称）』運營業務」に類似した業務実績について、次のとおり作成すること。

- ・業務の名称
- ・履行期間
- ・委託者
- ・概略（100字以内）

ウ 本業務の担当予定者の氏名

予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

エ 本業務への取組体制

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制

オ 取り組み方針や内容等

その他事業者が実施した先進事例などを踏まえ、貴社の現時点における認識や考え方を提案すること。

カ 貴社のアピールポイント

キ 費用見積り

ク 業務スケジュール

(3) 提案書の書式

- ・ A4判 任意の様式による。
- ・ 横書き
- ・ 表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとする。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファクス及び電子メールとする。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 提出先 長岡市農林部農政課農村政策係

住所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目2番地6

電話 0258-39-2223

FAX 0258-39-2284

e-mail nousei@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成25年5月28日（火曜日）午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 6部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）

イ 体裁 片面印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。

ウ 提出先 長岡市農林部農政課（参加表明書提出先に同じ）

エ 提出期限 平成25年6月17日（月曜日）午後5時

オ プロポーザル 期日：平成25年6月26日（水曜日）

会場：まちなかキャンパス長岡5階502会議室

プレゼンテーションの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。順番は、参加事業者名称の五十音順とする。

参加者は2名までとし、必ず、主担当者によるプレゼンテーションを含むこと。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により行なうものとし、

ファクスまたは電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市農林部農政課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から、平成25年6月3日（月曜日）午後5時まで

- (2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成25年6月7日（金曜日）までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。
- (3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出した提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

※注 ながおか地消地産推進店：

長岡の地消地産推進に協力する、長岡産の食材が「買える」「食べられる」市内飲食店等。市が認定し、統一のPRツールの貸与等、PRに協力している。

平成25年5月7日現在77件が登録。長岡市のグリーン・ツーリズム&地消地産情報サイト「越後ながおか遊学navi」、スマートフォン用観光情報アプリ「越後ながおかNAVI」、各種マスコミ等で情報掲載・PRされている。

担当：長岡市農林部農政課農村政策係
住所：〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6
電話：0258-39-2223 F A X：0258-39-2284
e-mail：nousei@city.nagaoka.lg.jp